

尖閣諸島について



1972年

外務省
情報文化局

もくじ

1 . 急に起こった問題.....	3
2 . わが国に編入されたいきさつ.....	6
(1) 慎重な編入手続き.....	6
(2) 戦前におけるわが国の支配.....	6
(3) 戦後における支配.....	7
(イ) 米国政府の施政上の取扱い.....	7
(ロ) 久場島、大正島の射撃場設置.....	7
(ハ) 南小島における台湾人の沈船解体工事.....	8
(ニ) 領域表示版及び地籍表示標柱の建立.....	10
(ホ) 日本政府による学術調査.....	11
3 . わが国はこう考える.....	12
(1) 先占による領土編入.....	12
(2) 明確なサン・フランシスコ平和条約.....	14
(3) 中国側の文書も認めている.....	16

1 .急に起こった問題

尖閣諸島は、第1図のようにわが国の領土である南西諸島西端に位置する魚釣島、北小島、南小島、久場島(黄尾嶼)、大正島(赤尾嶼)の沖の北岩、飛瀬などからなる島々の総称です。尖閣諸島の総面積は約6.3平方キロメートルで、富士の山中湖を少し小さくしたくらいの面積です。そのうち、一番大きい島は魚釣島で約3.6平方キロメートルあります。

この尖閣諸島は、昔カツオブシ工場などがあり、日本人がある時期住みついたこともあります。現在は無人島となっています。また、尖閣諸島には、天然肥料になるグアノ(鳥の糞)以外には、とくにこれといった天然資源は無いとされていました。

ところが、昭和43年(1968年)秋、日本、中華民国、韓国の海洋専門家が中心となり、エカフェ(国連アジア極東経済委員会)の協力を得て、東シナ海一帯にわたって海底の学術調査を行った結果、東シナ海の大陸棚には、石油資源が埋蔵されている可能性があること

が指摘されました。これが契機になって、尖閣諸島がにわかに関係諸国の注目を集めることになりましたが、さらに、その後、中国側が尖閣諸島の領有権を突然主張しはじめ、新たな関心を呼ぶこととなりました。

昭和45年(1970年)後半になって、台湾の新聞等は、尖閣諸島が領土である旨主張し始めるとともに中華民国政府要人も中華民国の議会等で同様の発言をしている旨報道されましたが、中華民国政府が公式に尖閣諸島に対する領有権を主張したのは昭和46年(1971年)4月が最初であります。他方、中華人民共和国も同年12月以降尖閣諸島は中国の領土であると公式に主張しはじめました。

このように、尖閣諸島の領有権問題は、東シナ海大陸棚の海底資源問題と関連して急に注目をあびた問題であり、それ以前は、中国を含めてどの国も尖閣諸島がわが国の領土あることに異議をとらえたことはなかったのです。

第1図

尖閣諸島位置図





空中より見た魚釣島、尖閣諸島の中では一番大きい

2 .わが国領土に編入されたいきさつ

(1) 慎重な編入手続き

明治12年(1879年)、明治政府は琉球藩を廃止し、沖縄県としましたが、明治18年(1885年)以来数回にわたって、沖縄県当局を通じ尖閣諸島を実地に調査した結果、尖閣諸島が清国に所属する証跡がないことを慎重に確認した後、明治28年(1895年)1月14日の閣議決定により、尖閣諸島を沖縄県の所轄として標杭をたてることに決めました。

このようにして尖閣諸島は、わが国の領土に編入されたのです。

(2) 戦前におけるわが国の支配

このようにしてわが国の領土に編入された尖閣諸島は、その後、八重山郡の一部を成すことになりました。

写真:魚釣島での古賀氏の漁業経営、中央人家の向こうに日の丸が見える(明治43年)

他方、明治政府は、尖閣諸島のうち、魚釣島、久場島、南小島、北小島の4島を国有地に指定しましたが、明治17年(1884年)頃からこれらの

島々で漁業などに従事していた福岡県古賀辰四郎氏から、国有地借用願が出され、明治政府は、古賀氏に対してこれら4島を30年間無料で貸与しました。

古賀辰四郎氏は、これらの島々に多額の資本を投下し、のべ数百万人の労働者を送りこみ、棧橋、船着場、貯水場などを建設し、また、海鳥の保護、植林、実験栽培などを行ない、開拓事業を発展させました。

この古賀辰四郎氏が、大正7年(1918年)亡くなった後、その子息である古賀善次郎氏は、父の開拓事業を引き継ぎ、とくに魚釣島と南小島でカツオブシ、海鳥の剥製などの製造を行なっていました。

昭和元年(1926年)、古賀氏に無料で貸与していたこれらの国有地4島の貸与期限が切れたために、政府はその後1年契約の有料貸与にきりかえましたが、昭和7年(1932年)、古賀氏がこれら4島の払い下げを申請してきたので、これを有料で払い下げ、今日にいたっております。



魚釣島にある日本人の旧工場跡。土台の石組みがある

(3) 戦後における支配

(イ) 米国政府の施政上の取扱い

右写真：全島カツオドリが生息している南小島。北小島とはわずか200メートル位の距離にある。

終戦後尖閣諸島は、南西諸島の一部として、すなわち、わが国の領土としての地位はそのままにして、米国の施政権下に置かれてきました。その間、沖縄において米国政府が発した諸法令（群島政府組織法、琉球政府章典、琉球列島の地理的境界）は、琉球列島米国民政府、琉球政府等の管轄区域を緯度、経度

で示していますが、尖閣諸島は当然のことながらその区域内に含まれています。

(ロ) 久場島、大正島の射撃場設置

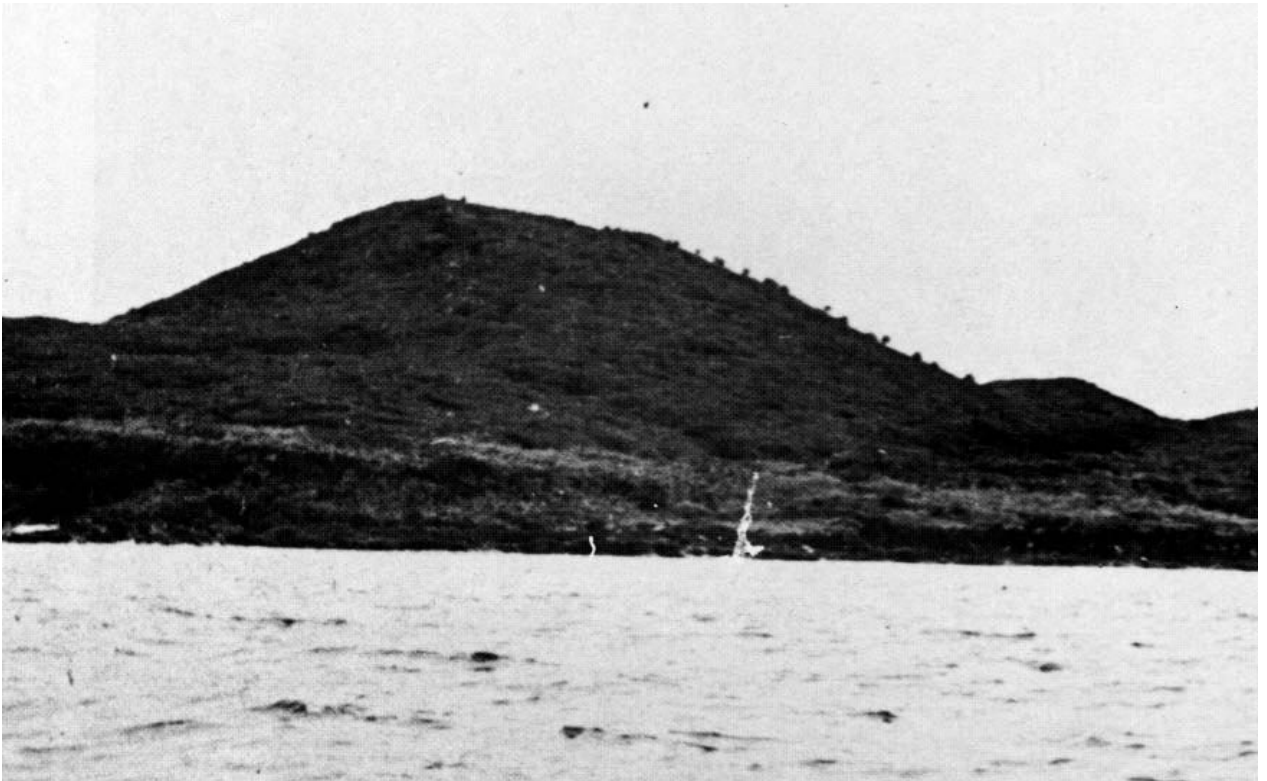
在沖縄米軍は、尖閣諸島の久場島（黄尾嶼）および大正島（赤尾嶼）に射撃場を設置していましたが、沖縄返還交渉の際の日米両国政府間の了解に従い、日米両国政府は、これら射撃場を、復帰後安保条約および地位協定に基づき、施設・区域として日本政府から在日米軍に提供することとなりました。

(ハ) 南小島における台湾人の沈船解体 工事

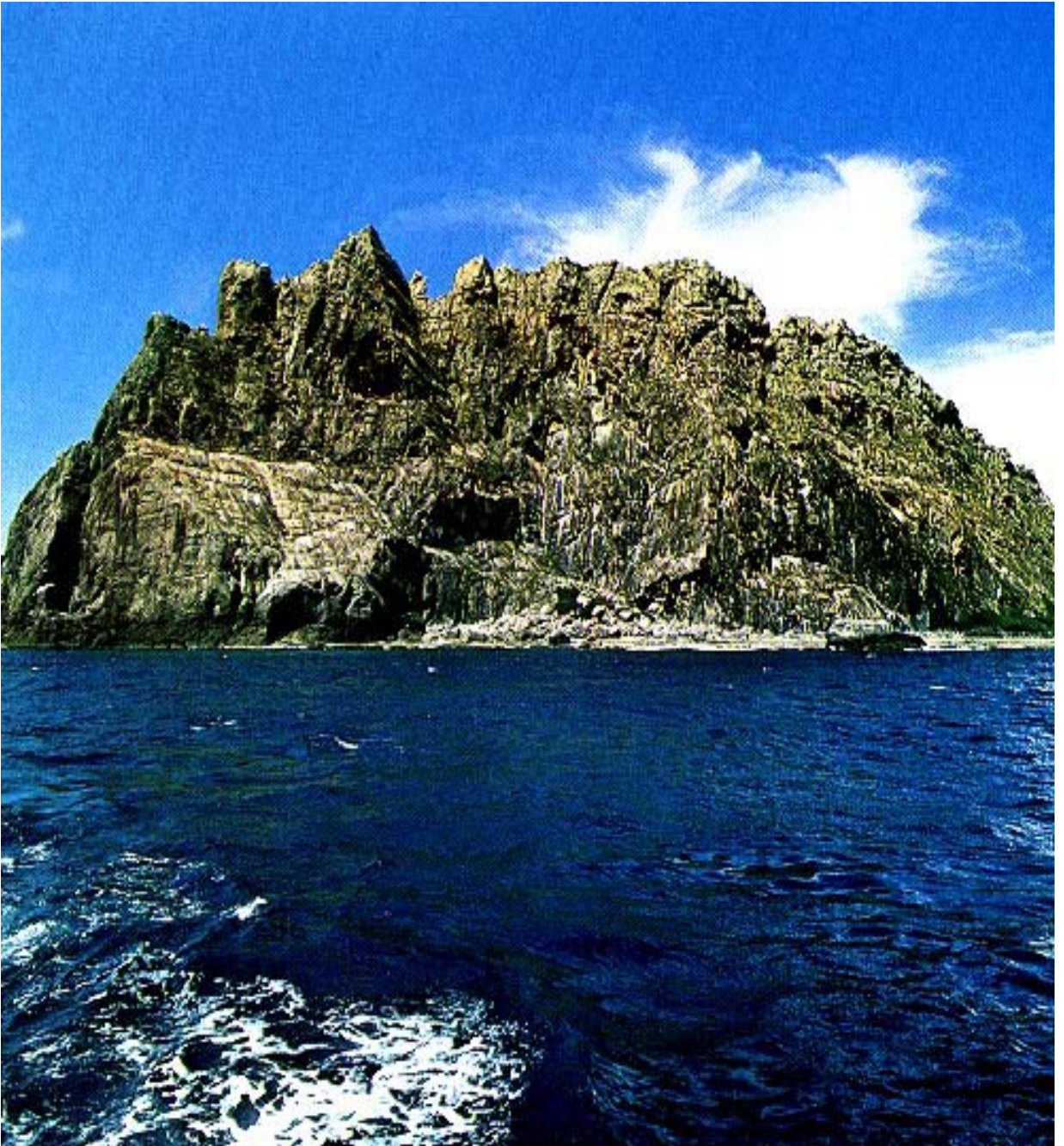


**魚釣島での古賀氏の漁業経営、中央人家の
向こうに日の丸が見える(明治43年)**

昭和43年8月、琉球政府法務局出入管理庁係官は、南小島において数十名の台湾人労務者が不法に上陸し、同島沖で坐礁した船舶の解体作業に従事していたのを発見しました。同係官は、その入域が不法であることを説明して退去を要求するとともに、入域を希望するのであれば正規の入域許可証を取得するよう指導しました。これらの労務者たちは、いったん南小島から退去し、同年8月30日付および翌年4月21日付をもって琉球列島高等弁務官の許可を得、再び同島に来て上陸しました。



**洋上からみた久場島(黄尾嶼)。全島溶岩からできている噴火島で、
魚釣島の北東15マイルの洋上にある**



全島カツオドリが生息している南小島。北小島とはわずか200メートル位の距離にある

琉球政府が米民政府の援助を得て昭和四十五年七月
設置した領域表示板



(二) 領域表示板および地籍表示標柱の
建立

前期(ハ)のような台湾人の不法入域事件にもかんがみ、琉球政府は琉球列島米国民政府の援助を得て、昭和45年7月8日より13日にかけて尖閣諸島に領域表示板を建立しました。この表示板は、魚釣島(2カ所)北小島(2カ所)南小島、久場島および大正島の5島7カ所に設置され、日本語、英語および中国語の3カ国語で「琉球列島住民以外の者が高等弁務官の許可を得ずして入域すると告訴される」旨を

高等弁務官の命によるとして述べ、琉球政府がこれを建立したことを明記しています。

また前述の領域表示板とは別に、石垣市は昭和44年5月10日と11日、地籍表示のための標柱を魚釣島、北小島、南小島、久場島および大正島の5島に建立しました。

なお、尖閣諸島の地籍は、石垣市字登野城に属しています。



沖縄石垣市が建立した魚釣島の地籍表示標柱

(ホ) 日本政府による学術調査

政府は、前述のエカフェによる東シナ海一帯の海底学術調査の結果にもかんがみ、総理府が中心となって尖閣諸島およびその周辺海域の学術調査を実施することとし、昭和44年以降毎年1回東海大学に委託し、調査を実施してきました。

以上のことから、戦後においても、通常は施政権者である米国政府によって、また場合によっては米国政府の了承の下に直接わが国政府によって、尖閣諸島に対する有効な支配が行なわれてきたことが理解して頂けたと思います。

3 .わが国はこう考える

(1) 先占による領土編入

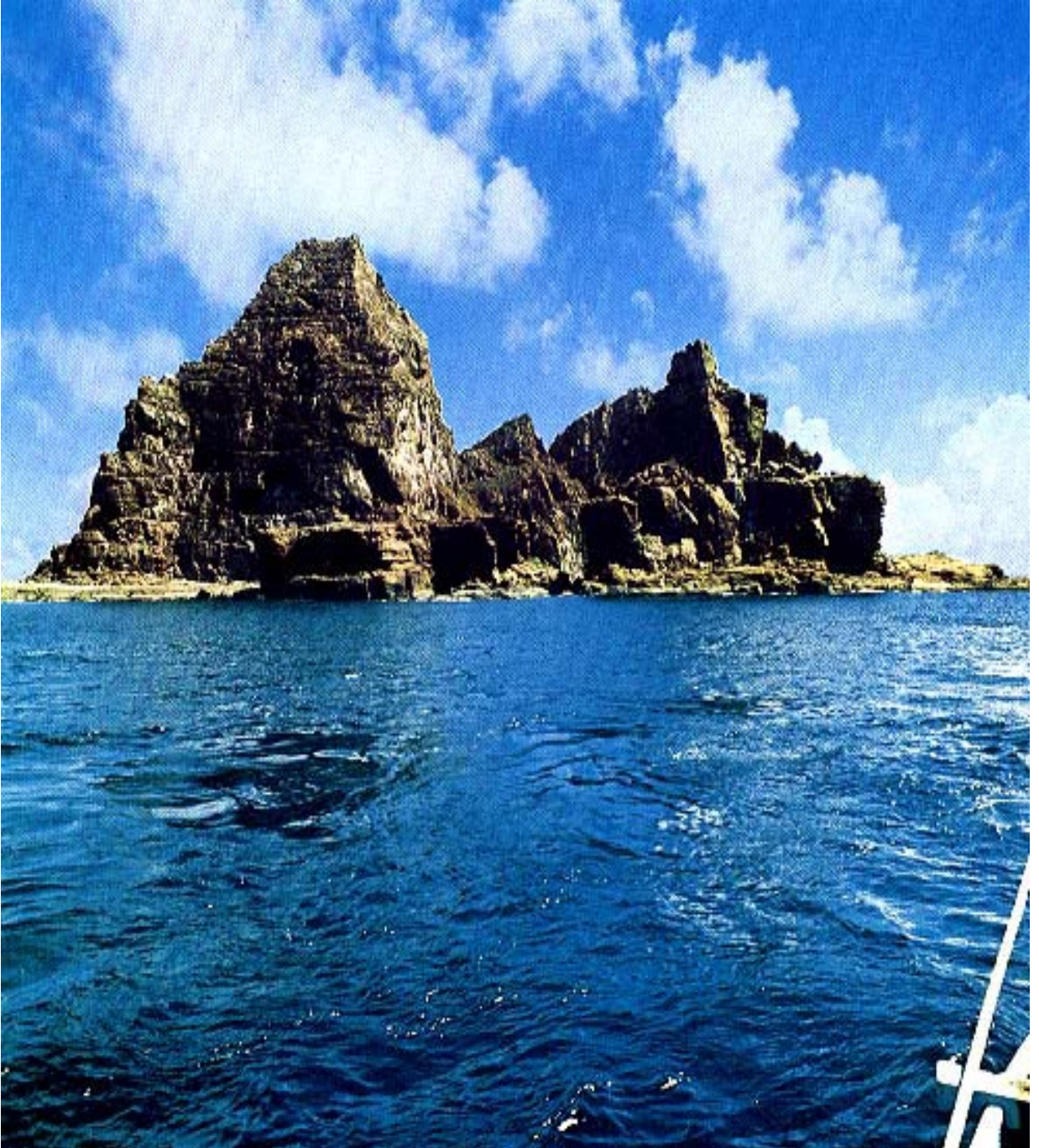
尖閣諸島がわが国の領土に編入されることになったいきさつは、すでに述べましたが、これは国際法的には、それまでどの国にも所属していなかったそれらの諸島の領有権を、わが国が、いわゆる「先占」と呼ばれる行為によって取得したのだということになります。

国際法上、ある国は、どの国にも属さない地域(無主地といえます)がある場合、一方的な措置をとることによって、これを自国の領土とすることが認められています。これが先占と呼ばれるもので、たとえばイギリス、フランスなどが太平洋の島々を領有するに至ったのも、大部分これによったと言われています。

それでは、先占が有効であるためには、どのような要件が充たされなければならないかということになりますが、一般には、その地域が無主地であること、国家がその地域を自国の領土とする旨を明らかにすること、および、実際上もその地域に有効な支配を及ぼすこととされています。

尖閣諸島については、すでに述べましたように、わが国は明治18年以降沖縄県当局を通ずるなどの方法で再三現地調査を行ない、これらの島々が単に無人島であるだけでなく、清国を含むどの国の支配も及んでいる証跡がないことを慎重に確認した上、明治28年1月14日に現地に標杭を建設する旨の閣議決定を行なって正式にわが国の領土として沖縄県に編入しました。(それ以来、尖閣諸島は一貫して南西諸島の一部として取扱われてきました)。

また、その後の支配についても、政府は、民間の人から尖閣諸島の土地を借用したいとの申請を正式に許可し、民間の人がこれに基づいて現地で事業を営んできた事実があります。これらの事実は、わが国による尖閣諸島の領土編入が、前述の要件を十分充たしていることを示しています。従って尖閣諸島が国際法上も有効にわが国に帰属していることは問題がありません。



セグロアジサシやクロアジサシなど海鳥が群棲する北小島

(2) 明確なサン・フランシスコ平和条約

以上の説明から明らかなように、尖閣諸島は先占という国際法上の合法的な行為によって平和裡にわが国の領土に編入されたものであって、日清戦争の結果、明治28年5月に発効した下関条約の第2条で、わが国が清国から割譲を受けた台湾(条約上は「台湾全島及其の附属諸島嶼」となっています。)の中に含まれるものではありません。

ところで第2次大戦中、1943年(昭和18年)には、英・米・華の3主要連合国は、カイロ宣言を発表し、その中でこれら3大同盟国の目的は、「満州、台湾及澎湖諸島ノ如キ日本国ガ中国人ヨリ盗取シタル一切ノ地域ヲ中華民國ニ返還」することにあるという方針を明らかにしていましたが、わが国も、1945年(昭和20年)8月15日ポツダム宣言を受諾し、9月2日降伏文書に署名したことにより、これを方針として承認するところとなりました。

カイロ宣言において示された主要連合国のこのような方針は、やがてわが

国と連合国との間の平和条約の締結に当り、実際の領土処理となってあらわれ、戦前のわが国の領土のうち、戦後も引き続きわが国の領土として残されるものと、もはやわが国の領土でなくなるものとは、法的に明らかにされました。

即ち、サン・フランシスコ平和条約においては、カイロ宣言の方針に従ってわが国の領土から最終的に切り離されることとなった台湾等の地域(第2条)と、南西諸島のように当面米国の施政権下には置かれるが引き続きわが国の領土として認められる地域(第3条)とが明確に区別されました。

尖閣諸島が条約第2条でいう台湾等の地域に含まれず、条約第3条でいう南西諸島に含まれていることは、先に詳しく述べた同諸島の領土編入手続及びカイロ宣言の趣旨から見て明らかであり、このことは前述した講和後の同諸島に対する米国政府の一連の措置によっても確認されています。

また、サン・フランシスコ平和条約に基づく右のような領土処理は1952年8月に発効した日華平和条約第2条



石垣市が建立した魚釣標識島の行政管轄

においても承認されています。なお、尖閣諸島が第2次大戦後も引き続きわが国の領土としてとどまることになったことに対しては、後で詳しく述べる通り、中国側も従来なんら異議をとえませんでした。

このように尖閣諸島を含む南西諸島は講和後も引き続きわが国の領土として認められ、サン・フランシスコ平和条約第3条に基づき20年間にわたり米国の施政の下に置かれてきましたが、昨年6月17日に署名されたいわゆる沖縄返還協定により、昭和47年5月15日をもってこれらの地域の施政権がわが国に返還されました。(同協定によって施政権が返還された地域は、その合意された議事録において緯度、経度で示されていて、尖閣諸島が含まれていることは疑問の余地がありません。)

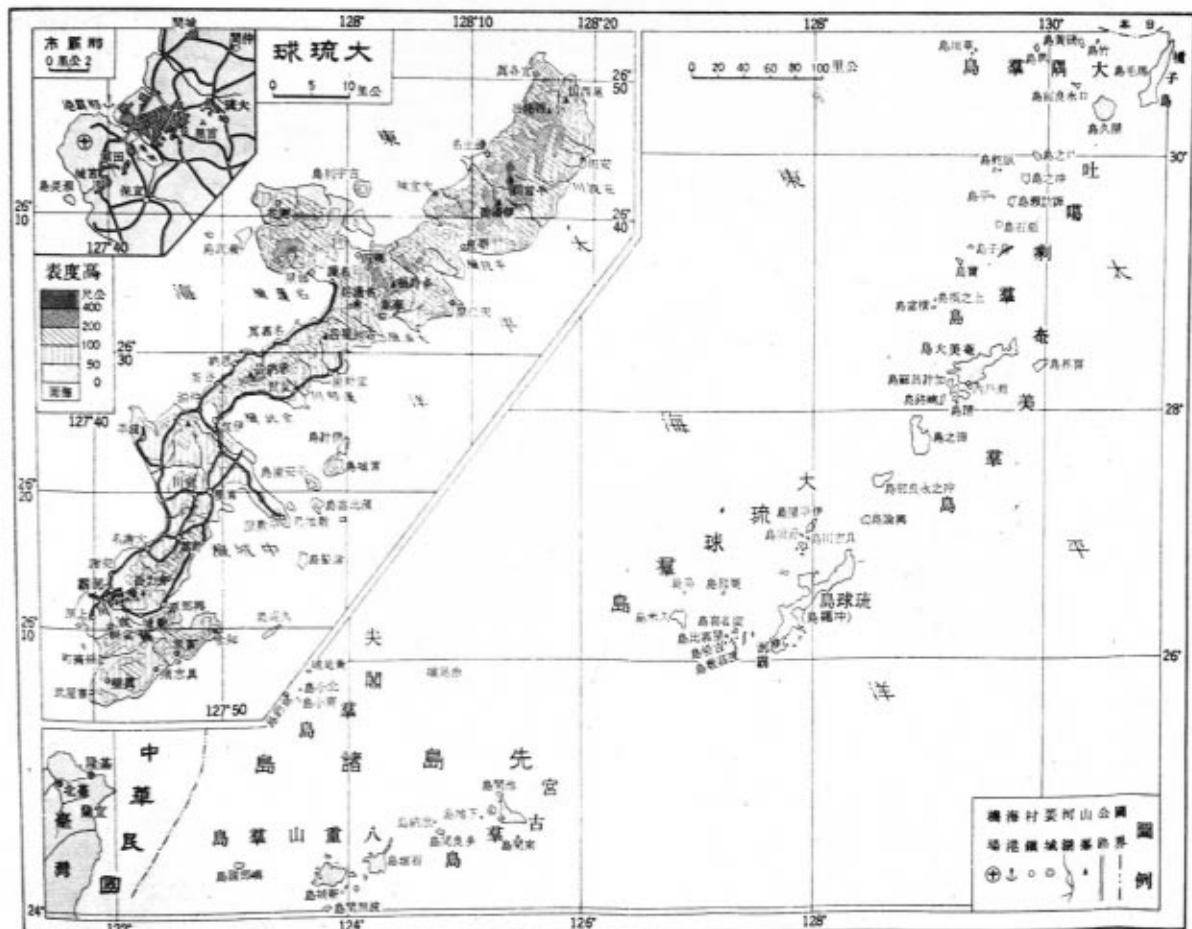
以上の事実は、わが国の領土としての尖閣諸島の地位をきわめて明瞭に物語っているといえましょう。

(3) 中国側の文書も認めている

逆に、中国側が尖閣諸島を自国の領土と考えていなかったことは、サン・フランシスコ平和条約第3条に基づいて米国の施政の下に置かれた地域に同諸島が含まれている事実(昭和28年12月25日の米国民政府布告第27号により緯度、経度で示されています。)に対して、従来なんら異議をとえなかったことから明らかです。のみならず、先に述べましたように、中国側は、東シナ海大陸棚の石油資源の存在が注目されるようになった昭和45年(1970年)以後はじめて、同諸島の領有権を問題にしはじめたにすぎないのです。

げんに、台湾の国防研究院と中国地理研究所が出版した「世界地図集第1冊東亜諸国」(1965年10月初版)、および中華民国の国定教科書「国民中学地理科教科書第4冊」(1970年1月初版)(第2図)においては、尖閣諸島は「尖閣群島」というわが国の領土であることを前提とする呼称の下に明らかにわが国の領土として扱われています。

中華民國59年1月初版國民中學地理教科書（1970年）

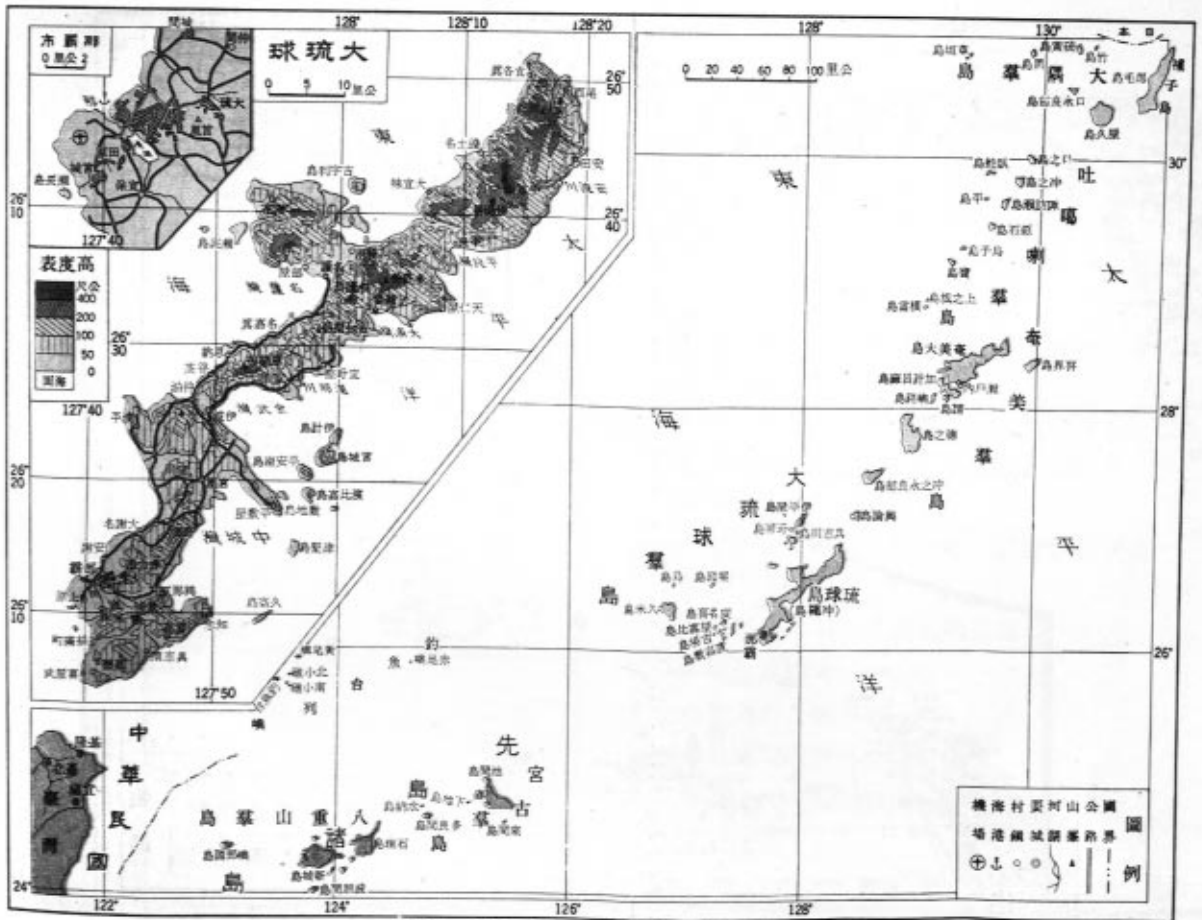


琉球群島地形圖

[注] 1970年発行の國民中學地理科教科書（初版）に載せられた琉球群島地形圖によると国境線は台湾と尖閣諸島との間に引かれ、また尖閣諸島には「尖閣群島」というわが国の島嶼名が使用されている。

（これら地図集および教科書は、昨年 冠した改訂版（第3図）が出版されて
 入ってから中華民國政府により回収 います。）
 され、尖閣諸島を中華民國の領土とし、
 「釣魚台列嶼」という中国語の島嶼名を

中華民國60年1月再版國民中學地理教科書（1971年）

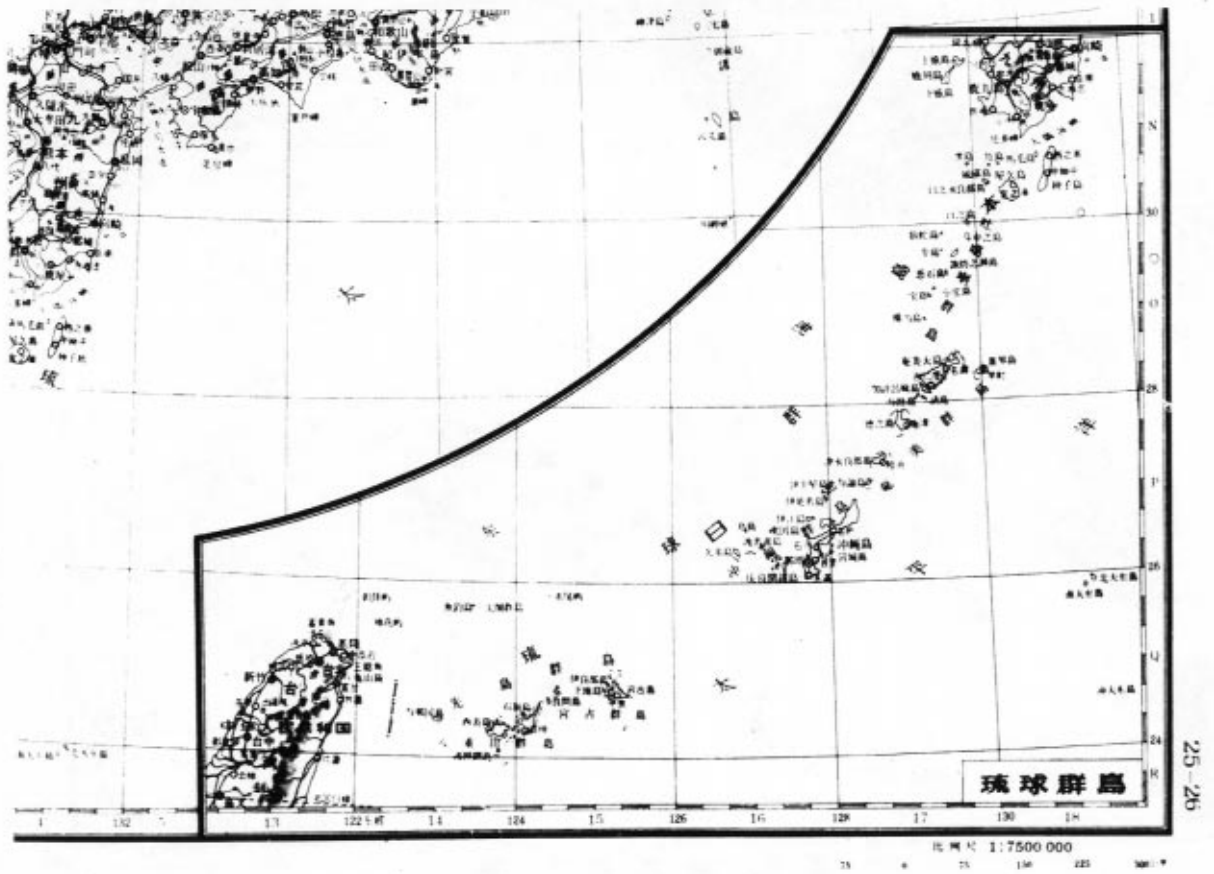


琉球羣島地形圖

[注] 1971年発行の國民中學地理科教科書（再版）では国境線が書き改められ、また尖閣諸島には「釣魚台列嶼」という中国語の島嶼名が使用されている。

また、北京の「地図出版社」が出版した「世界地図集」（1958年11月出版）（第4図）においても、尖閣諸島は「尖閣群島」という島嶼名の下に日本の領土としてとり扱われています。

北京の地図出版社発行の「世界地図集」(1958)の日本図



[注] 1958年に北京の地図出版社が発行した「世界地図集」の日本図では尖閣諸島には「尖閣群島」というわが国の島嶼名が使用されている。